

## 告 示

### 埼玉県告示第十四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年九月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人桃園
- 三 代表者の氏名  
伊東 篤
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市下奈良千五百七番地一
- 五 定款に記載された目的  
高齢者の自立可能な環境を築いていく為に、高齢者介護のサービスを通して福祉の増進に寄与することを目的とする。